

## 居宅介護支援事業所太陽・千種 運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人純正会が開設する「居宅介護支援事業所太陽・千種」（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

#### 第2条

1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助を行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることの無いよう公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所太陽・千種
- (2) 所在地 名古屋市千種区千種二丁目3番24号  
サンエースビル3階

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも必要な介護支援業務を行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤 3名（1名は主任介護支援専門員、管理者を兼務。  
2名は専従。専従のうち2名は主任介護支援専門員）
- (3) 事務職員 常勤兼務 1名（併設事業所兼務）  
主任介護支援専門員は、自らの居宅介護支援の提供の他、介護支援専門員への個別支援、人材育成、地域のネットワークづくりに寄与する。  
介護支援専門員は、居宅介護支援の事業の提供に当たる。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日  
ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 9：00から17：00までとする。

（居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

## 第6条

1. 指定居宅介護支援提供方法及び内容は次のとおりとする。また、指定居宅介護支援を提供した場合利用料の額は介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所	第3条に規定する事業所内又は利用者宅
(2) 使用する課題分析表の種類	居宅サービス計画ガイドライン
(3) サービス担当者会議の開催場所	第3条に規定する事業所内他
(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度	1利用者につき、1ヶ月に1回以上
(5) モニタリングの結果記載	少なくとも1ヶ月に1回
2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域内	無料
(2) 通常の事業実施地域を越えた場合	1km 50円
3. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市内、北名古屋市とする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、管理者に報告するとともに、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

## 第9条

1. 事業所は、利用される方々の個人情報につき「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人の人格尊重の理念の下に個人情報の保護を行う。
  - (1) 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
  - (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
2. 居宅介護支援の記録物は、支援完了後5年間保管する。

（その他の運営についての留意事項）

## 第10条

1. 事業所は、介護支援専門員等の資質向上をはかるための研究、研修の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
2. 事業所は、後輩育成のため、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として登録、研修生の受入を行う。実習には、利用者の同意を得て同行訪問する。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人純正会と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待を防止のための対策を検討する委員会を定期的開催しその結果を従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。 担当 堀本 千春

附則 この規程は平成 18 年 5 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 24 年 4 月 21 日から施行する。  
この規程は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 25 年 11 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 26 年 8 月 21 日から施行する。  
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 29 年 7 月 17 日から施行する。  
この規程は平成 29 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 29 年 11 月 01 日から施行する。  
この規程は平成 30 年 3 月 12 日から施行する。  
この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。  
この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は令和元年 6 月 1 日から施行する。  
この規程は令和元年 7 月 1 日から施行する。  
この規程は令和元年 12 月 1 日から施行する。  
この規程は令和 2 年 2 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 3 年 3 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は令和 5 年 7 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 5 年 9 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 5 年 11 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は令和 6 年 9 月 21 日から施行する。  
この規程は令和 7 年 3 月 1 日から施行する。  
この規程は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。